

第4回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月25日(火) 午後13時55分～午後15時10分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一	2番 西村 恒男	3番 山崎 公江	4番 小宮 広督
5番 須藤 時夫	6番 佐藤 孝義	7番 山田 政文	8番 鈴木 明雄
9番 原 泉	10番 安藤 睦美	11番 平山 正幸	12番 清水 秀幸
13番 矢頭 恵造	14番 久嶋 昇		

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第7号 農地法3条第1項の規定による許可申請に対し許可を求める件

議案第8号 農地法5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件

議案第9号 農地法第5条の許可後の計画変更申請に対し意見を求める件

議案第10号 非農地証明交付申請に対し承認を求める件

日程第3 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 金畑 忠彦 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 今日議案が多いですので始めたいと思います。
互礼を行いたいと思います。ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

ただいまより、令和5年第4回農業委員会総会を開催いたします。

事務局 会長あいさつ、米山会長よろしくお願ひします。

会長 皆さんこんにちは。4月も後半に入りまして、そろそろ夏野菜の植え付け等の準備が近づいてまいりました。

この間、ホームセンターに行きましたら、既に茄子とかキュウリ、トマ

トやカボチャ等、夏の定番で有ります野菜の苗が所狭しと、いっぱい並んで有りました。

休日になりますと、沢山の人がその苗を買い求めて、それぞれの畑に植え育てて、新鮮な食材としてそれぞれが消費されるのではないかと思います。

また、畑の無い人も中にはベランダの片隅や、プランター等も活用し、自分で育てた野菜が、食卓には欠かせない食材となっているようです。

今年の4月1日より、後程、事務局から説明が有ると思いますが、下限面積の許可の基準が撤廃される事になりました。

皆さんご存知のように、農地を取得するに当たっては、2000平方メートル、2反部以上の農地を耕作する農業者でなければ、農地を取得される事が出来なかったと言う高い壁が有りましたが、今回それが改正されましたので、少しの少ない農地を希望する人でも取得する事が可能となりました。

また、畑のない人も、もう一步農地に目を向けて頂いて、遊休農地を取得し活用される人が増える事を期待する処で有りますが、その反面、求めた農地を他の目的に利用する人が有るのではないかと心配も多分に有ります。

その辺も後程、事務局からお話が有るかと思います。

まだまだ、課題が残る下限面積の撤廃かと思いますが、案件の申請につきましては、今まで以上に毎月の件数が増えるのではないかと思います。

そんな本日の申請の案件件数は、今までになく11件と多くなっておりま

す。申請案件が、増えてもより慎重な審議にご協力お願い申し上げましてあいさつと致します。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は全員出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言致します。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第3条に基づき議

長を会長にお願い致します。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願い致します。議事の円滑な進行にご協力をお願い致します。

日程第1 議事録署名委員の指名

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

3番、山崎 公江委員、4番、小宮 広督委員を指名致します。

日程第2 議案第7号

議長 日程第2、議事に入ります。議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件を上程します。

ここで、事務局から説明が有ります。

事務局 農地法3条の説明の前に、農地法3条の改正についてと言う、一枚の紙が有るかと思えます。

こちらをご覧頂きたいと思えます。以前農業会議の方でも、これについての話が有りました。

当然、下限面積が無くなるという事で、少ない面積でも土地を取得出来るという事が有りまして、それについて当然、自家消費の農地利用とか、農地付きの空き家の購入、あるいは、新規に一寸した農地でも使おうと言う事が可能になって、その分農地の有効利用と言うのには繋がって行く事で、良い面も有るかと思えます。

これまで無許可で借りていたと言う農地を、今度買い取ってちゃんとやろうと言う事も出てくるかと思えます。

今回も6件の3条の申請が有りました。良い事も有るのですが、その反面、留意点と言う事で、県の方から指摘が有った事は、この辺を注意して下さいと言う点です。

特に1番です、投機目的など農業をしないで、土地ころがしの一回農地を買っておいて、別の人に売って行こうと言うような、不動産ブローカーのような形の投機的な売買が行われるのではないかと、そういう懸念については、十分注意して対処して欲しいと言う事です。

特に見るべきところは営農計画書になるかと思えますけど、正しく本

当に出来るのかと、県外から農地を買って、本当にそこで農業出来るのかと言う事を注意して見て欲しいと言う点です。それが一点。

自家消費的でも可能ですけど、面積を見て審議が必要。例えば、2000㎡買うのに自家消費だけと言うような事も、その辺は慎重に審議が必要ですと言う事は言われています。

それから、3番目ですけど、営農計画を確り見て、購入後すぐに転用、転売しないようにして欲しいと言う事で県の方から注意が有りました。

特にこの※印なのですが、今まで3年3作と言う事を、私もこの仕事についてからずっと言われていました。3年間は耕作をしないと、他に売るとか転用することは出来ないはずと言われて、それに沿ってずっと考えて来たのですが、国の方から3年3作と言うルールは、法的根拠はないと言う事で、実際どこを見ても3年3作、3年間やれと言うのは、農地法にも書いて無くて法的根拠は無いので、そのルールは有りませんと言うのを、去年通達が農水省から出ました。

その分、営農計画書をここで改正致しまして、3年間で1年目を何作る、2年目何作る、3年目何作る、と言うのを一応一寸書いて貰うような事を改正しました。ジャガイモ作ると書いたのが、白菜作ったから駄目とかと言う事ではなくて、3年間作ると言う事が書いて有るから、3年間やって無ければ駄目だよと、他の事は出来ないよと言う事を、そこで営農計画書を証拠として、このように書いて有るのにそのとおりにやってないので、まだ他の物に転用とか転売は許可出来ないと言う事を言えるようにと言う事で、土地ころがしとかにならないように対処すると言う事で行きたい、というふうに思っておりますので、その辺の共通認識と言いますか意思統一をお願いしたというふうに思います。

今回はそのような事は出てきておりませんが、無いと思っておりますけど、このような事に注意して、これから3条の申請が増えてくるかと思うので、行っていきたいというふうに思っております。

この事については以上ですけど、また色々出て来るかもしれませんが、またその都度ご意見頂ければと思っております。

以上です。

議 長

山田委員お願いします。

山田委員

趣旨はよく分かりますし、その方向で良いかと思えます。

ただ、私の身近で事務局はよくご存じの事ですが、農振地域の農振設定されている土地を購入して、駐車場にずっと使っている訳ですよ、それを再三にわたって文書で出していますよね、だけど相変わらず駐車場に使っている訳ですよ、それをそのまま見過ごしている状況になっている。

農振地域だって別に駐車場に使ったって注意されようがそのまま通ってしまうと言う事が認識されてしまうと、いくらやったって、やっぱりやったもの勝ちで有ると言う事を一寸危惧しているのですよ、やはりやるべき事をやっておかないと、素直に聞く人はそれに従うかもしれないけど、ずるい人はそのままとおってしまっている現状が有るのだよね、これ、我々農業委員と言っても地元の事で逆にやりにくい部分が有るのですよ、その辺をやはりきちっとして行かないとまずいかなと、今私は感じています。

事務局

1回、文書を出し、県の方ともその件は話をした事もありますけど、また一寸見てみたいと言うふうに思えます。

議 長

他には、はい平山委員。

平山委員

競売物件で、農地の買受適格証明の願いと言うのは、これはやっぱり今までどおりと言う事になるのですか。

事務局

同じだと思います。

平山委員

農地は所有しなくても取得できるという事は、競売物件を買ってから、農地法の申請を出せば良いと言う勘違いするかもしれないので、その辺は勿論裁判所を通しての案件だと思うのですが、その辺の確認は取っていますか。

事務局

当然、買受適格証明の場合も、競売の場合も、こういう農地でやります、こういう農業をしますと言う計画書を出して貰って、それを審議して、証明書を出すことになると思うので、そこは変わらずと言う事でいけると思います。面積要件が無いと言うだけになるかと思えます。

議 長

他には、はい原委員お願いします。

原 委員

留意点の3番目、計画書とおりに耕作されていない場合は、転用、転

売は認めないと言う姿勢で臨みたいとあるのですが、具体的にこうなった時にどういう農業委員会は動きをするのか、そして市の条例かなんかで、その辺の条例を作ると言う事になるのですか。

事務局 そこまでは出来ないと思います。法律的に強制力はないのですが、営農計画書のとおりにはやってないと言う事で、次の方に転売すると言うのは認められないと言う話をするだけだと思います。

これ法律があって、法律でやっている事なので、そこまでの規則をこちらで作る事は出来ないと思います。県からもこういう話はされて、指導が有って、3年間の計画位を建てて、そのとおりとまではいかないまでも、農業をすると言う計画なので、農業をしていない場合は、計画どおりやっていないと言って、転用、転売は認めないような姿勢で行きたいと言う事です。

原 委員 と言う事は、3年野菜やらなんなり作って、4年目に売る方向に入る、この場合どうするのですか。

事務局 それは認める形になると思います。3年3作の場合も、3年間はやって、事情が変わったりしたら売ると言うのは認めているので、それは認める方向でいくと思います。

3年は短い感じもするのですが、一応3年3作とずっと今まで言っていたので、3年間は少なくとも農業をして下さいと、なかには事情が変わる所が有るかと思います。

亡くなってしまうとか、息子の代に変わってしまうとか、そうなると話が変わってくるので、一応普通に農業を3年は少なくとも買った農地でして下さいと、その後、事情が変わるようでしたら、また申請をまた出して審議しますと言う事になるかと思います。

議 長 もし意見が有りましたら、またその他で出して貰えば検討します。

次に申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局 3条の申請についてです。申請が6件ございました。

議案書の1ページ、4ページの地図と5ページの写真をご覧ください。

申請地は、○○○○○○○○○○○○番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇の西、JR線の北側になります。

譲渡人は、〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、農業経営の拡大です。譲渡人の〇〇〇は、相続で農地を取得しましたが、仕事が遠隔地のため耕作が出来ずにおりました。

そこで、隣接する農地所有者の〇〇さんに売却したいという申請です。

譲受人の〇〇〇〇さんは、市の〇〇〇〇〇〇もされており、隣接地でも耕作をしています。

申請地は、傾斜地ですが、防獣柵も作られ梅が植えられており、耕作も直ぐにでも可能かと思われまます。

以上、ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の佐藤孝義委員をお願いします。

佐藤委員 事務局と会長と私で現地確認を行いました。

今説明があったように、〇〇〇から大月方面に向かって〇〇m程行った左側になります。

〇〇と〇〇〇の間になります。たまたまこの持ち主の親父さんが、何年も前に亡くなって、跡を息子に引き継いだですが、息子は仕事の関係で殆ど耕作等出来ません。

年に1・2回の草刈りのみの駆除をしているようであります。

申請隣の直ぐ右側を〇〇〇〇が持っていて、そんな話が出たようであります。

値段等について私存じないです。

何ら問題は無いと思います。

よろしく審議をお願い致します。

議長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑が無いようですから、採決します。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案書の 1 ページ、6 ページの地図と 7 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇に有ります〇〇〇という〇〇の東側になります。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、農業経営の拡大です。

譲受人の〇〇〇〇は〇〇〇在住ですが、申請地の直ぐ南側に隣接する農地を所有し、耕作をしています。

この度、隣接する農地を購入し広げたいと言う申請です。申請地及び所有地とも十分管理されている状態でした。

今回の例は、従来の下限面積に足りておらず、4月の法改正を待って申請してきた最初の例になります。

以上、ご審議お願いします。

議長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の鈴木明雄委員をお願いします。

鈴木委員

担当の鈴木です。よろしくお願いします。

4月17日の日に会長と事務局と現地を調査に行きまして、〇〇さんというのは〇〇〇〇の〇〇だったと思います。

1年位前に、家の隣に物置が有って、2代位前から建ててしまっていて、その農地を転用したいような依頼が有ったと思います。

〇〇ですけど、〇〇さんは〇〇に住んでいまして、こちらの農地を耕したりしないような状態だったと思います。

それで、買い取る方の〇〇さんは、住まいは〇〇〇になっておりますが、仕事は〇〇の〇〇と言う所で、〇〇〇〇〇〇と言うのを経営している方でございます。

それですので、仕事をしながら農業の拡大をしたいと言う事で、求めたいと言う事なので、ご審議よろしくお願いします。

議長

事務局と担当委員の説明が終わりました。

只今の説明について質疑のある方は挙手願います。

質疑がないようですから、採決致します。

只今の案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長
事 務 局

続きまして、申請番号 3 について、事務局に説明を求めます。

議案書の 2 ページ、8 ページの地図と 9 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇に有ります〇〇〇〇の東側になります。北側はずっと山林なっています。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、農業経営の確立です。譲受人は、申請地の直ぐ西側に住居が有り、父親と暮らしておりますが、〇〇歳会社員で耕作するのは父親の〇〇〇〇と〇人になります。

譲渡人は〇〇〇〇在住で、荒廃する農地を管理してきた、〇〇〇に農地を贈与したいと言う申請です。

申請地は、北側は山林ですが、猿や鹿が来て耕作するのには、一寸大変だったと言う事ですが、この度山林との境に獣害防止の柵が整備され、耕作は出来る状況になるのではないかと言う事で、有意義に使っていききたいと言うふうにも言っていました

以上、ご審議をお願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の原 泉委員をお願いします。

原 委員

4 月の 17 日に会長と事務局と私で現地を見ました。図面で見るとおり譲受人の家の直ぐ横の東側になります。

昔から、この譲渡人の〇〇さんの両親がここで野菜等を作っていたのですが、もうお亡くなりになられて、その後、〇〇さんのお母さんの方が〇〇出身で、このお母さんが健在の頃から、先代の頃からこの土地を〇〇さんの方に譲りたいと言うような話が有ったようです。

有ったのですが、話が先分前の話で農地は買えないと言うような壁に阻まれて、今回迄、遅れてこの話がここでやっと話が纏まったと言う事です。

本来であればお父さんの〇〇さんが譲受人になるんですが、その辺の事は〇〇さんの方も承知をしているようです。

これは書類を挙げてきた行政書士の方から話を聞いております。

家に一緒に住んでいる次男の息子さんだと言う事で、問題ないだろう、本人も確認が〇〇さん本人にも確認が有ると言う事で、野菜等作って行きたい、そんな話です

以上です。よろしくご審議お願いします。

議 長

ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長

続きまして、申請番号4について、事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書の2ページ、10ページの地図と11ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は田で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇に有ります〇〇〇の駐車場の直ぐ南になります。

譲渡人は〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇です。

申請理由は、農業経営の拡大です。

譲渡人の〇〇〇〇〇は〇〇〇在住の〇〇〇で、令和〇年に相続で農地を取得しましたが、遠いと言う事も有りまして管理出来ないと言う事で、実際に土地の管理をして来た〇〇〇〇に売却したいと言う事で申請が有りました。

社員を見て頂くと一枚の農地なのですが、真ん中にコンクリで畔と言うか境を作っております。

二つ合わせて、この土地と言う事になります。

周りの土地と比べましても、申請地は綺麗に管理されており、直ぐにも作付け可能な状態でした。

ここで、野菜類の栽培をしたいと言う事で計画が出ております。

以上、ご審議お願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員

矢頭です。よろしくお願い致します。

17日に会長と事務局で現地を見て参りました。

見て来た以後に、農業委員会の前会長の〇〇〇〇さんから電話が有りまして、詳しい事を伺ったのですが、実はこの〇〇〇〇〇〇さんと言うのは親戚になるらしいですね、〇〇さんから色々聞いたのですが、買って頂ける〇〇さんと言う方は、今〇〇〇で「〇〇〇〇」という〇〇〇〇をやっていると言う事です。

この方は〇〇歳ですが、〇〇歳の〇〇さんがオーナーとしてやっていると言う事です。

土地を買って、一応、〇〇〇〇さんの名義になっていますけど、いずれ〇〇〇〇さんが継ぐのではないかというふうに言われています。

11ページの写真を見て頂きたいのですが、とてもきれいになっていて、話を聞きましたら30年位物を作っていないで、きれいに根っ子を掘ったりして、耕したそうです。

そんな事も有りまして、せっかくだからこの場所を何とかやりたいと、〇〇〇〇さんが買いたいと言う事です。

〇〇さんの営農計画書によりますと、ここで野菜類と書いて有るのですが、実際は田圃でしたので水稻を作りたいというふうな事を〇〇さんは言っていましたので、形からしたら水田にするのが一番良いのではないかと思いますけどね。

結構広い面積ですけど、水田で有ればおそらく仕事をしながらでも出来るのではないかと思いますし、そういう面でくれぐれも〇〇〇〇〇〇〇〇もよろしくお願い致しますと言う事を言っていましたけど、そんな事も踏まえまして、ご審議よろしくをお願いします。

議 長

ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議 長
事 務 局

続きまして、申請番号 5 について、事務局に説明を求めます。

議案書の 3 ページ、12 ページの地図と 13 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、地図を見て頂ければ分かると思いますけど、〇〇〇〇〇〇の直ぐ南側になります。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、農業経営の拡大です。譲渡人の〇〇〇〇は〇〇歳と言う高齢なため、もう農地は管理出来ないと言う事で、近くに住む〇〇〇〇に贈与したいと言う事で申請が有りました。

写真をご覧ください。写真では一つの土地の様になっていますが、半分を譲渡人が所有し、もう半分は写真で言いますと手前側ですが譲受人の名義になっています。

この贈与によってこの土地が同一所有者になり、利用し易くなるものと思われます。

譲受人の修は、近隣で農地を耕作しており、野菜類を栽培する計画です。

申請地も草は有りますが、耕運機で耕せば直ぐに作付け出来る状態です。

以上、ご審議お願いします。

議 長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、担当が私ですので私から説明します。

米山委員

只今、事務局から説明が有りましたように、譲渡人の〇〇〇〇さん〇〇歳と言う事で、農業も一寸大変かな、そんな意味合いも含めて近くに住む〇〇〇〇さんに贈与すると言う事です。

〇〇〇さんはこの資料から言いましても、〇〇㎡の農地を所有しております。

私の知る処でも全部とはいきませんが、タマネギを作ったり季節毎に野菜を植えたりとか、非常に農業に熱心で有ります。

〇〇さんとの関係は、元々、〇〇さんのお父さんが〇〇〇の〇〇さんをやっております、そういう関係からこういう話になったのだと思います。

以上です。

議長

ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議案第 8 号

議長

議案第 8 号、農地法第 5 条規定による許可申請に対し意見を求める件を上程します。

申請番号 1 について、事務局に説明を求めます。

事務局

農地法第 5 条の申請について説明します。

議案書 16 ページ、17 ページの地図と 18 ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇の北、〇〇に有ります〇〇〇〇〇〇の近くになります。

昨年〇月に住宅を建てると言う事で、申請が有りました。

その土地のすぐ隣の場所です。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

申請理由は、個人住宅の建設です。譲受人の〇〇〇〇は、現在、〇〇〇在住で〇〇の仕事をしていますが、この度、大月に移住し住居と事務所を構えたいと言う事で計画が有りました。

申請地は、栗などの果樹が植えられていますが、先代の所有者が亡くなってからは、あまり管理されていない状態です。

周囲は、大分、住宅化が進み隣接地の同意も得られております。

以上、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

地区担当委員の山田政文委員をお願いします。

山田委員 只今、事務局の方で説明したとおりです。

この隣接する、地図の上隣、ここは既に住宅の建築に着手している状態です。

周辺が住宅地の雰囲気になっておりますので、特に問題は無いと思います。

よろしく、ご審議お願い致します。

議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議長 続きまして、申請番号 2 について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 16 ページ、19 ページの地図と 20 ページの写真を併せてご覧ください。

少し複雑なので、地図をご覧頂きながら説明をお聞き頂ければと思います。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇㎡です。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇の倉庫が有りますその近く、〇〇〇〇の北側になります。

譲渡人は〇〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇〇です。

申請理由は、宅地拡張、駐車場です。

譲受人の〇〇〇〇は、以前は〇〇〇〇〇の経営等をしておりましたが、現在は高齢により介護等を必要とする状態と言う事です。

しかし、地図をご覧頂ければ分かると思いますが、〇〇さんの家に行くまでに道幅が〇m無いような、人が通るのにやっというような道し

か無い状態です。

そこで、介護タクシーとか救急車輛事が自宅に入れれないと言う事で、デイサービスに行く場合も非常不便をして居ったと言う事です。

そこでこの度、近くに有ります土地を譲って貰える話が纏まりそこを駐車場として利用したいと言う事で申請が有りました。

今までは、近くの駐車場を借りてそこまで歩いて行ってというような事だったですけど、足も悪くなってきたと言う事で、介護タクシー等呼べるような土地を求めたいと言う事です。

その申請地の土地までの道も、実はありませんので私道と言う事で、〇〇〇〇さんが所有する土地が有るのですが、そこについては利用する承諾を得ております。

以上ですけど、ご審議お願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。
地区担当委員の鈴木明雄委員をお願いします。

鈴木委員 4月17日に会長、事務局と現地に伺いまして、〇〇〇〇氏は〇〇〇〇〇を〇月末迄行っておりまして、高齢になり免許書も返納したと言う事で、今後、介護タクシーを借りなければ生活が出来ないと言う事で、この土地を求めたいと言う、先程言いましたけど、隣の歩いていく道は〇m〇しかないそうです、それしかないので、入っていく道は事務局が言ったとおりです。

数人の人の共有の土地を皆さんで話し合って、自分たちが使うだけの道路として使っているみたいです。

この場所の周りに家が建ってしまうと、奥の〇〇さん含め〇軒位が死んだ土地になってしまうので、近所の人でも〇〇さんが買った方が介護タクシーを呼ぶのにも便利ではないかと言う話が有って、他に買われる可能性が有ったのを、是非そのために駐車場及び植樹をしたりしながら利用したいと言う事なので、問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

議案第 10 号

議 長 議案第 10 号、非農地証明書交付申請に対し意見を求める件を上程します。

申請地は隣接していますので、申請者番号 1・2・3 について一括審議したいと思います。

事務局に説明を求めます。

事 務 局 議案書 23 ページ、24 ページの地図と 25 ページの写真を併せてご覧ください。

申請者は 3 名ですが、同じ場所と言う事と、界自体がはっきり分らないので、まとめて審議願います。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番〇外〇筆、地目は畑で面積は併せて〇〇〇㎡です。申請者は〇〇〇〇外〇名です。

場所は、〇〇〇〇に繋がる〇〇〇を渡り、左折し東側になります。

地図で言うと、これ分かりづらいですけど西側の東方向が〇〇〇〇という会社の敷地になると言う感じです。

この場所については、〇年程前に一度非農地証明を出した場所なのですが、そこでは非農地証明は出していなかった場所です。

利用状況調査では、進入不可として調査されていなかったため、B 分類農地でないと言う事で非農地通知を出さなかった地域です。

地権者から正しい地目にしたいと申請が有りました。

2 年程前に別の直ぐ近くの場所ですけど、やはり〇〇〇と言う場所に非農地を出して欲しいと言う事で一度証明書を出した場所です。

この場所は、昭和の頃は山と〇〇〇の境に有った畑でしたが、〇〇川の流れが変わり、氾濫で流れてしまった残りの土地になります。

旧甲州街道が有った所ですが、アクセスは難しく山が迫って来ており、農地に戻すには困難と思える場所でした。

以上ですが、ご審議お願いします。

議 長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いします。地区担当委員の平山正幸委員をお願いします。

平山委員 17 日の日に、会長、事務局と現地に行って参りました。

利用状況調査も私がやっております、以前は〇〇〇を渡って左側が柵が有って入れなくなっていました。

最近は進入できるようになっているのですが、写真をご覧頂ければお分かりのとおり、雑木が茂ってしまして、直ぐ裏手が山林になってしまして、利用状況調査で行きますと B 分類値する所で、位置的には〇〇〇と〇〇〇が合流する地点で、向かい側に〇〇〇〇〇〇がございます。

〇年程前にも非農地証明の願いが出てきて、その折にも許可を頂いております。

特に問題ないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長 長 ただいま、事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について質疑のある方は挙手の上、お願いします。

何かございますか。

質疑がないようですから、採決に入ります。

ただいまの案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、承認と決定致します。

程第 3 その他

議長 長 日程第 3、その他を議題と致します。

先程の、農地法 3 条の件も含めて意見、質疑が有りましたらお願いします。

はい、原委員お願いします。

原委員 今日、色々件数が有るのですが、その中の有償について価格の分かるものについては、教えて頂けませんか。

事務局 単価ははっきり言って分かりません。

個人で持って来る人は、契約書がこんなものだと言って分かるのですが、行政書士が入ってくると、中々言いたがらないと言うか、個人情報と言う事で、特に書いていないと言う事が実情でして、今日の中でも半分は行政書士が入っているような状態で、個人でもいくらですと言うのが分からないのが現状で、分かる処では紹介できればと思いますけど、そんなところで申し訳ないですけど。

議長 長 他に何かございませんか。

無いようですので、事務局から何かございますか。

事務局 (諸連絡)

議長 只今の連絡に対し、質問、ご意見ございますか。

無いようですから、本日の日程は全て終了しました。

議長 議事進行にご協力ありがとうございました。

職務代理 最後に関務代理に閉会をお願い致します。

それでは、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、令和 5 年第 4 回大月市農業委員会総会を閉会致します。どうもご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。

令和 5 年 4 月 25 日

議事録署名委員と共に署名する。

議長

議事録署名委員

議事録署名委員